

# 第21期愛知県内水面漁場管理委員会

## 第 13 回 会 議 議 事 錄

令和6年3月21日  
内水面漁場管理委員会委員室



日 時	令和6年3月21日（木）午後1時30分から午後2時00分まで				
場 所	内水面漁場管理委員会委員室				
議 題	第1号議案 こいの放流等に関する委員会指示について（指示） 第2号議案 令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について（協議）				
報告事項	令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について				
出 席 委 員	田村 憲二 林 謙治 宮川 宗記 愛敬 春男 山口 邦夫 村松孝太朗 高橋 健二 大内 徳明				
欠 席 委 員	中川弥智子 田代 喬				
事 務 局 職 員	書記長 鈴木 照夫 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子				
農 業 水 産 局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 柴田 晋作 〃 担当課長 坂口 泰治 〃 課長補佐 大橋 昭彦 〃 課長補佐 荒川 哲也 〃 課長補佐 原田 誠 〃 技師 和地 柚貴				

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項の以上5種類です。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、ただ今から第14回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長（田村） 第13回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には年度末のご多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>早いもので、今年度も残り10日ほどになりました。寒暖の差が激しい日が続いておりますが、もうすぐ花見の時期となってまいりました。</p> <p>さて、県内のあまご釣りにつきましては、早い河川では2月上旬、多くは3月上旬に解禁されておりまして、新聞等の情報によりますと、遊漁者の入りも順調のようあります。</p> <p>当委員会が毎年実施する遊漁者数の調査によりますと、あまごの遊漁者は、新型コロナに端を発したアウトドアブームの影響もあり、令和2年から増加傾向に転じまして、令和5年も好調を持続しております。</p> <p>前回12月の委員会で審議しました新しい遊漁規則にて漁協さんは遊漁の管理を行っているところですが、一部の漁協さんでは遊漁料の減免措置を拡大したり、また、漁協ホームページの充実化を図るなど、河川利用者の増加に向けていろいろと取り組んでおられる成果ではないかと思っております。</p> <p>今後もこうした漁協さんの御尽力が実り、多くの遊漁者で本県の河川が賑わうことを期待しております。</p>
---------	---

	<p>本日の議題は、議案2件、報告事項1件となっております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしますとして、私の挨拶といたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第13回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私も一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃は水産振興へ御理解御協力賜り、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、県内あまご釣りにつきましては、田村会長の御挨拶になりましたように、ほとんどの組合さんで解禁となっております。県のホームページでも解禁情報を紹介させていただいておりますが、遊漁者が本県河川に多く訪れる 것을祈念しております。</p> <p>また、アユにつきましてもそろそろ稚魚放流の時期になってまいります。今年は昨年6月の集中豪雨のような異常気象もなく、釣り人が多く訪れる年になることを期待しております。</p> <p>本日の議題は、田村会長の御挨拶にありましたとおり、議案2件と報告事項1件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数10名のうち、8名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立了しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>

会長（田村）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、愛敬委員、村松委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「こいの放流等に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第1号議案の「こいの放流等に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料2ページを御覧ください。</p> <p>コイヘルペスウイルス病につきましては、コイに発生するウイルス性疾患で、死亡率が高い病気ですが、有効な治療法が確立されていません。</p> <p>そのため、持続的養殖生産確保法において、蔓延した場合に養殖水産物に重大な被害をもたらすとして、特定疾病に指定されています。</p> <p>平成15年10月に、茨城県霞ヶ浦で大量死が初めて確認され、本県におきましては、平成15年11月に一宮市の釣り堀で初めて発生が確認されました。</p> <p>これまで、個人所有の池及び天然河川等で19件の発生が確認されており、直近では、平成31年4月に個人所有の池で発生を確認しております。</p> <p>この疾病の蔓延を防ぐため、農林水産省の指導に基づき、当委員会でも平成16年度より継続して委員会指示を発動しております。</p> <p>資料4ページを御覧下さい。</p> <p>こちらが現在発動しております「こいの放流等に関する指示」でございます。</p> <p>コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療方法が確立されて</p>

	<p>いない状況にあることから、こいの不用意な移動や放流により、蔓延を引き起こす可能性を否定できません。</p> <p>今回、この指示は3月31日に有効期限を迎えるが、引き続き本委員会の指示が必要と考えます。</p> <p>1ページにお戻りください。</p> <p>今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで1年間更新するものです。</p> <p>それでは指示案を朗読させていただきます。</p>
	<p>「指 示 案 朗 読」</p>
	<p>本案が御承認いただければ、指示の公報登載日につきましては3月29日を予定しております。</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（多數）	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議無し)</p>
会長（田村）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原</p>

	<p>案を適當と認める委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>(挙手全員)</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、「こいの放流等に関する委員会指示について」は、原案通り適當と認めることといたします。</p>
	<p>次に、第2号議案「令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」と報告事項の「令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」ですが、この2つの議題につきましては関連があり、第2号議案を協議する際には、報告事項を先に報告させていただく必要があると考えております。</p>
	<p>従いまして、まず報告事項を事務局から説明いただき、続いて第2号議案を審議したいと思います。</p>
	<p>御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>(異議無し)</p>
会長（田村）	<p>異議無しの声がありましたので、第2号議案及び報告事項を一括して上程します。</p>
	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>報告事項「令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」御説明いたします。</p> <p>まず、内水面における第5種共同漁業の増殖義務について御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧下さい。下線の部分が関係箇所となります。</p> <p>内水面におきましては、漁業法第168条において「内水面にお</p>

ける第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定し、免許権者である内水面漁協に増殖義務を課しています。

その理由といたしましては、内水面は海面と異なり水産資源が限定的であり、また、立地条件から採捕が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きいことに加え、広く周辺住民による採捕や遊漁が多く行われるという、公共的な性格が強い河川等に漁業権を発生させることから、増殖を義務としているということでございます。

この増殖義務については、1ページ中ほど、カタカナのイの部分の下線にありますとおり、水産庁長官通知において、漁業権者が計画的に増殖できるように、内水面漁場管理委員会が毎年、増殖目標を漁業権者に示し、かつインターネットなど適切な方法で告示すること、またページの一番下の下線で示すように、漁業権者から増殖実績の報告を求めることがあります。

2ページを御覧ください。

令和5年度の増殖実績を漁業権毎に整理したものです。

各漁業権の行の上段に増殖目標を、下段に増殖実績を示しております。

増殖実績が目標数量に達しなかったものについては、グレーの塗りつぶしで示しています。

令和5年度につきましては、概ね目標は達成されておりましたが、内共第1号、第6号、第11から13号及び15号で目標数量に達しなかったものがありました。

目標数量に達しなかった理由について、増殖実績調査結果を基に御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

内共第1号において、ニジマスの放流が目標数量に達しませんでした。

理由といたしましては、6月豪雨により、これまでニジマス種苗の入手先であった豊根村内のニジマス養殖業者の施設が損壊

し、施設残存分の放流及び村外の業者から入手して放流したが、予定数量が確保できなかったとのことです。

次に、内共第 6 号において、アユの放流が目標数量に達しませんでした。

理由といたしましては、放流経費の捻出が難しい中、天然遡上が多かったため、放流を見送り、一方で、増殖目標には設定されておりませんが、アユの産卵場の造成及び保護区の設定を 2カ所で実施したことです。

また、アユの人工ふ化放流が目標数量に達しませんでした。

雌アユが少なく、必要な卵数が確保できなかったとのことです。

また、コイ、フナ及びオイカワの産卵場造成が目標数量に達しませんでしたが、その理由といたしましては、6月豪雨により従前の産卵場造成に適した場所の状態が不良となり、造成時期を逸してしまったとのことです。

次に、内共第 11 号及び第 13 号において、アユの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、6月豪雨によりあゆ漁ができるない状態となり、漁場の回復に時間がかかり、予定数量まで追加放流ができなかったとのことです。

また、内共第 11 号から第 13 号において、ウナギの放流が目標数量に達しませんでした。予定していた入荷時期が遅れ、放流に不適な時季となつたため放流ができなかったとのことです。

また、ニジマスの放流が目標数量に達しませんでした。放流を予定していた夏季に天候不順による増水が続いたため放流ができなかったとのことです。

次に、内共第 15 号において、ウナギが目標数量に達しませんでした。種苗単価の高騰による影響で、必要数量が確保できなかつたとのことです。

これらの目標が達成できなかつたものにつきましては、6月豪雨による施設被害や漁場悪化など、一部やむを得ないものもございますが、やむを得ないとはいえない理由のところもございました。

目標数量に達しなかった組合につきましては、種苗の入手方法や実施時期を検討するなど、次年度目標達成に向けて努力すると聞いております。

報告事項「令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」の説明は以上でございます。

続きまして、第2号議案の「令和6年度第5種共同漁業権増殖方法及び目標数量」について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

こちらは令和6年度の増殖方法及び目標数量を漁業権毎に示した表でございます。

令和5年度の目標数量につきましては、9ページから11ページに載せております。

今年度は漁業権の一斉切替えを行い、令和6年1月1日から新たな漁業権免許となっておりまして、この一斉切替えを契機に、増殖目標の見直しを行いました。

この表の説明の前に、見直しの内容について御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

増殖方法及び目標数量等の設定につきましては、ページ中ほどの下線部分にありますとおり、水産庁長官通知において、委員会が目標増殖量を決定するに当たり、漁場環境の変化や過去の実績、漁業権者の経済的負担などを勘案して決定することとされておりまして、当該水産庁指導に基づいた見直しとしております。

3ページを御覧ください。

目標数量につきましては、魚種ごとに漁場適地面積などを勘案して定めておりますが、今回、水産庁が示す増殖方法に関する考え方や現在の漁協の取組みなどを踏まえ、増殖目標の見直しを行いました。

増殖方法及び目標数量の考え方につきましては、表のとおりでございます。

左から第5種共同漁業権の対象となっている魚種、増殖方法、目標数量の設定の考え方を示しております、今回見直しを行った内容につきましては、ゴシック文字で記載しております。

それでは今回見直しを行った内容につきまして御説明いたします。

アユにつきましては、現在、増殖方法として種苗放流及び人工ふ化放流を設定しておりますが、今回新たに産卵場造成を追加いたしました。

表の下の※1を御覧ください。

アユの産卵場造成につきましては、国は、アユの人工産卵床の増殖指針を公表しております、全国的にみても増殖方法として設定している県は複数ございます。

アユの産卵場造成に取組む意向を示す漁協が現れ、水産試験場の調査によりその有効性が確認されたことを踏まえまして、今回新たに増殖方法として設定いたしました。

目標数量における産卵場造成の取扱いにつきましては、国の増殖指針に示される造成面積あたりの換算放流稚魚数を基に、実際に造成した産卵床 1 m<sup>2</sup>につき、0.858kg の放流とみなすこととしております。

4ページを御覧ください。

こちらが、平成22年に水産庁が作成した人工産卵床の増殖指針でございまして、この中にアユについても示されております。

5ページを御覧ください。

こちらは、当該増殖指針のアユに関する内容でございます。

真ん中より下の左側、指針と書かれた部分を御覧ください。

人工産卵床 1 m<sup>2</sup>造成あたりの換算放流稚魚数につきましては、海での生残率が平均的である場合と、特に良好である場合の2パターンについて示されております。

本県海域における生残率は不明であることから、海での生残率が平均的である 1.04%の場合の 1 m<sup>2</sup>あたり 156 尾とした換算放流稚魚数を採用しました。

本県の放流の増殖目標単位は重量で示しているため、尾数からキロ数に換算し、1 m<sup>3</sup>あたり 0.858kg の放流としております。

それでは、3ページにお戻りください。

表のアユの目標数量の欄を御覧ください。

目標数量の設定の考え方につきましては、現在は、一つ目のポチのとおり、適地面積、直近3カ年の採捕者数、また3つ目のポチのとおり、天然遡上がある漁場はその状況を勘案して設定しておりますが、今回新たに「重点放流による放流の最適化」についても勘案することとしております。

表の下の※2を御覧ください。

全国的にアユ放流事業で赤字経営が目立つ状況を受けまして、国は費用対効果を最大化することを目的に、放流量を減らしても釣果が期待できる漁場作りの取組として、アユが定着しやすい漁場への重点放流を推奨しております。

6ページを御覧ください。

こちらは、平成30年に国の研究機関である水産研究・教育機構が作成したアユ放流マニュアルでございます。

7ページを御覧ください。

当該マニュアルは、アユ放流事業が漁協経営を圧迫しているという現状を受け、漁協が行うアユ放流事業の費用対効果を最大化することを目的につくられていることが記載されております。

8ページを御覧ください。

アユが釣れる釣り場づくりのフローチャートが示されております。

放流にかけられる予算が減ってきたが、釣れないと釣り人は来てくれないといった状況において、アユが定着しやすい漁場に重点放流して釣れる釣り場をつくることを推奨しております。釣り場の縮小や放流サイズを小さくして放流尾数、生息密度の確保といった方法が挙げられております。

3ページにお戻りいただきまして、ページ下※2の2つ目の○を御覧ください。

重点放流の考え方に基づきまして、採捕者の減少に見合う形で漁場を縮小、その縮小した漁場に高い密度となるよう放流するという考え方を勘案して、今回目標数量を算出しております。

アユ以外の魚種につきましては、10年前から漁場環境や増殖の考え方等に大きな変化はありませんので、現行どおりの増殖方法及び目標数量の考え方に基づき設定しております。

それでは、1ページにお戻りください。

背景が黄色の数量は令和5年度の目標数量より減少したもの、緑色は令和5年度より増加したもの、青色は令和6年度新設のもの、白地は令和5年度と同量のものを示しております。なお、今回の漁業権一斉切替えで漁業権魚種から削除されたものは、横線で示しております。

はじめにアユについて御説明いたします。

アユの放流につきましては、先程御説明しましたとおり、漁場適地面積、直近3カ年の採捕者数、遡上の有無に加え、「重点放流による放流の最適化」を勘案した結果、令和5年度と比較して全体に減少した数量となっております。

アユの人工ふ化放流につきましては、内共第6号において、これまで600万粒を設定しておりましたが、人工ふ化に用いる雌アユの確保が不安定である現状等を踏まえ、増殖方法の設定から削除し、それに見合った数量を放流に加える形で整理しております。

アユの産卵場造成につきましては、水試が調査を行った内共第6号において新設しております。他の魚種と同様に箇所数で示しまして、表の下の備考において、産卵床1m<sup>2</sup>につき0.858kgの放流とみなす旨を規定しております。

アマゴにつきましては、内共第14号において、人工ふ化放流を「0」としておりますが、これは、漁業権者である矢作川漁協からの増殖方法を放流のみとしたい意向を踏まえまして、人工ふ化放流実施に見合った数量を放流に加える形で整理したものでございます。

その他の魚種につきましては、現行と同じ数量を設定しており

	<p>ます。</p> <p>増殖目標に関する説明は以上となります、報告事項において御説明しましたとおり、今年度目標数量に達していないものの中には、やむを得ないとはいえない理由のところがございました。</p> <p>この案について御承認いただければ、目標数量に達しなかった組合につきましては、見直しを行った新たな増殖目標の達成に向けて努力することになりますが、事務局としましては「水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」とする漁業法の趣旨に立ち返り、目標達成に向けて水産課とともに強く指導を行ってまいります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>この案について御承認いただければ、3月29日の公報登載を予定しております。</p> <p>御審議よろしくお願ひします。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。</p>
委員（宮川）	<p>ちょっとといいですか。</p> <p>アユの産卵場造成につきまして、産卵床1m<sup>2</sup>につき0.858kgの放流数になることについて教えてください。</p>
事務局（黒田）	<p>こちらの計算につきましては、国が尾数で表記しているところをキロ数に換算しています。本県では一尾あたりのアユのサイズを5.5gと整理しています。これで換算すると0.858kgとなります。</p>
委員（宮川）	<p>今年度6月の豪雨で非常に大きな影響を被った多くの漁協さんが大打撃を受けて、苦しい状況がさらに悪化したと聞いております。そのような大災害があった中での今回の未達結果はそれぞれ</p>

	の漁協さんが努力された結果であり、しかたないと思います。またその上、テナガエビが初めて増殖目標を上回った点については評価できると思います。
会長（田村）	ありがとうございます。 ほかに質問もないようですので、第2号議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)
会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)  ありがとうございました。 挙手全員と認め、「令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」は原案どおり適当と認めることといたします。
	以上で本日予定の議題は終了しましたが、ほかに何かお話等ございますか。
委員（宮川）	はい、水産課にお聴きしたいのですが、今期のシラスウナギの池入れ状況について、教えてください。 また、シラス稚魚漁業が新たに許可漁業となったわけですが、それについて現場はどのように取り組んでみえるのか、順調なのか、問題ありなのか、わかる範囲でけっこうですので教えてください。
水産課（原田）	シラスウナギの池入れ状況ですが、まず、今年のシラスウナギ

	<p>の採捕状況を御説明させていただきます。中国、台湾、韓国、日本と全体を見ますとシラスの来遊が例年よりも少なく、採捕量も少なくなっています。非常に心配される状況となっています。</p> <p>シラスウナギの池入れ実績ですが、全国では1月末までに5.8トンと池入れ割当量21.7トンに対して27パーセントほどとなっています。本県については、2月末までに全122業者のうち58業者が池入れを行い、池入れ量は1.8トンで割当量5.0トンに対して36パーセントとなっており、昨年同期の2.1トンよりも少なく、本年同様、池入れが進まなかった一昨年同期の池入れ量1.8トンとほぼ同じ、厳しい状況となっています。本年の3月の池入れ量は集計中ですが、そう多くは池入れが進んでいないと聞いております。</p> <p>また、池入れのシラスウナギの単価ですけれども、本年は2月末までの平均でキロあたり250万円から300万円で推移しており、やはり高値で推移した昨年度ほぼ同様の価格となっています。</p>
水産課（荒川）	うなぎ稚魚漁業に関わる漁業調整規則の改正、また今年度から許可取扱方法の改正、委員の皆様に御審議いただきまして、昨年12月1日付でうなぎ稚魚漁業の免許させていただいたところです。許可業につきましては、特別採捕から許可漁業に替ったところですが、採捕の形態に大きな違いは無く、許可に伴うトラブルは特に聞いておりません。
会長（田村）	ありがとうございました。 ほかにありませんか。
委員（林）	養殖の稚鮎種苗の生産状況はどうでしょうか。
水産課（原田）	現在、栽培センターでアユを120万尾生産しておりますが、今年度につきましては1月の上旬で順調に生産を終えまして、h空間育成を行っている生産組合さんの方に卸させていただいておりま

	す。
委 員 ( 林 )	現在、何グラムくらいですか。
水産課 (原田)	中間育成業者さんから特に異常があるようなことは聞いておりませんので、順調に生育していると思います。何グラムかはわかりません。
会 長 ( 田 村 )	ほかにいかがでしょうか。
	それでは、ないようですので、これをもちまして第 21 期第 14 回委員会を終了します。 委員の皆様、お疲れ様でした。
	議長
	議事録署名者
	議事録署名者